

国家公務員共済組合連合会定款

(平成27年10月1日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員（第5条－第16条）
- 第3章 顧問及び参与（第17条）
- 第4章 運営審議会（第18条－第28条）
- 第5章 事業（第29条－第32条）
- 第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条－第37条）
- 第7章 審査会（第38条）
- 第8章 財務（第39条－第42条）
- 第9章 運営規則（第43条）
- 附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

常務理事 6名以内

理事 4名

常任監事 2名

監事 1名

- 2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができるものとし、理事長が定める。

(理事長)

第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(専務理事、常務理事及び理事)

第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。

(常任監事及び監事)

第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。

(任命)

第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。

第10条 常務理事及び理事（次条の規定による理事を除く。）は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。

第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき（第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。）は、これを解任する。

- 2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。

- 3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と理事長、常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。

2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。

3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。

(1) 第21条第1項各号に掲げる事項

(2) その他理事長が業務執行上必要と認めた事項

4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 顧問及び参与

第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参加する。

第4章 運営審議会

(名称)

第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。

(委員)

第19条 運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。

(1) 組合員を代表する者以外の者である委員 8人

(2) 組合員を代表する者である委員 8人

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 運営規則の作成及び変更

(3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

(4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(5) その他厚生年金保険給付等（法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第32条第1項及び第37条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分に限る。）並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）に関する事業、退職等年金給付（法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。）に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。

2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

(会議の運営)

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第5章 事業

(長期給付等に関する事業)

第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

(1) 厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務

(2) 厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

- (3) 厚生年金保険給付等の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 厚生年金拠出金（法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務
 - (9) 基礎年金拠出金の納付に関する業務
 - (10) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務
 - (11) 厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務
 - (12) その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務
- 2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。
- (1) 退職等年金給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 退職等年金給付の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。第8号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第1

16条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務

(9) 退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

(10) 各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

(11) その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務
(福祉事業)

第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

(2) 組合に対する資金の貸付け及び本会が行う事業（前条、この号及び次条の事業を除く。）に対する資金の貸付けに関する事業

(3) その他組合員の福祉の増進に資する事業

(4) 前3号に掲げる事業に附帯する事業

(旧令共済年金に関する事業)

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

(その他の事業)

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

(付与率)

第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。

(基準利率)

第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、1000分の8.2とする。

(終身年金現価率)

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

(有期年金現価率)

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

(掛金及び負担金)

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

(財務)

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計単位)

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

(経理単位)

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

(委員の任命の特例)

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者(組合の運営審議会の委員であった者に限る。)」として、同条の規定を適用する。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(事業に関する特例)

第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）、一元化法附則第36条第5項に規定する給付及び一元化法附則第37条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 経過的長期給付の請求書の審査に関する業務
- (2) 経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
- (3) 経過的長期給付の支払に関する業務
- (4) 経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務
- (5) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務
- (6) 一元化法附則第49条の2に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（次号において「経過的長期給付積立金」という。）の積立てに関する業務
- (7) 経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
- (8) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の受入れに関する業務
- (9) 経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務
- (10) その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第5条 前条の場合における第16条、第21条、第30条第2号、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第30条第2号中「及び次条」とあるのは「、次条及び附則第4条」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成28年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及

び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成29年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成30年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1の規定は、令和元年10月以後の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和2年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、国家公務員共済組合連合会定款(平成27年9月30日共済連本総第207号。以下この項において「定款」という。)第42条に規定する退職等年金経理は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条の3第2項各号に掲げる方法(第1号に掲げる方法にあっては、同条第1項第2号に掲げる方法に限る。)により運用を行っている資産を、定款第30条第2号に掲げる事業に関する取引を経理する経理単位に寄託することができる。

附 則

- 1 この変更は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和4年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 3 4 条の規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 5 年 1 0 月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 3 4 条の規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年 1 0 月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 3 4 条の規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 1 0 月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 3 4 条の規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 8 年 1 0 月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 3 5 条関係）

年 齢	終身年金 現 価 率	年 齢	終身年金 現 価 率	年 齢	終身年金 現 価 率
59 歳	25.634301	81 歳	10.422426	103 歳	2.010395
60 歳	24.940746	82 歳	9.787170	104 歳	1.879287
61 歳	24.247261	83 歳	9.167032	105 歳	1.765701
62 歳	23.554395	84 歳	8.564322	106 歳	1.660868
63 歳	22.862709	85 歳	7.981655	107 歳	1.563891
64 歳	22.172524	86 歳	7.421792	108 歳	1.473784
65 歳	21.484035	87 歳	6.887555	109 歳	1.389254
66 歳	20.797684	88 歳	6.381471	110 歳	1.308143
67 歳	20.082120	89 歳	5.905430	111 歳	1.225902
68 歳	19.368880	90 歳	5.460139	112 歳	1.131351

69 歳	18.658279	91 歳	5.045306	113 歳	0.994089
70 歳	17.951070	92 歳	4.661569	114 歳	0.724726
71 歳	17.246974	93 歳	4.303160	115 歳以上	0.541157
72 歳	16.544937	94 歳	3.971072		
73 歳	15.844346	95 歳	3.665670		
74 歳	15.145703	96 歳	3.387741		
75 歳	14.450466	97 歳	3.134938		
76 歳	13.760395	98 歳	2.903299		
77 歳	13.076626	99 歳	2.691069		
78 歳	12.399629	100 歳	2.496740		
79 歳	11.730439	101 歳	2.319062		
80 歳	11.070788	102 歳	2.157101		

別表第 2（第 3 6 条関係）

支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率
1 月	0.083277	61 月	4.975905	121 月	9.672777	181 月	14.181725
2 月	0.166440	62 月	5.055741	122 月	9.749418	182 月	14.255300
3 月	0.249603	63 月	5.135577	123 月	9.826060	183 月	14.328875
4 月	0.332654	64 月	5.215304	124 月	9.902597	184 月	14.402351
5 月	0.415704	65 月	5.295031	125 月	9.979135	185 月	14.475826
6 月	0.498641	66 月	5.374650	126 月	10.055568	186 月	14.549201
7 月	0.581578	67 月	5.454269	127 月	10.132002	187 月	14.622576
8 月	0.664403	68 月	5.533780	128 月	10.208331	188 月	14.695852
9 月	0.747227	69 月	5.613290	129 月	10.284660	189 月	14.769127
10 月	0.829939	70 月	5.692693	130 月	10.360886	190 月	14.842303
11 月	0.912651	71 月	5.772095	131 月	10.437111	191 月	14.915478
12 月	0.995250	72 月	5.851390	132 月	10.513233	192 月	14.988555
13 月	1.077850	73 月	5.930684	133 月	10.589355	193 月	15.061631
14 月	1.160336	74 月	6.009871	134 月	10.665373	194 月	15.134608
15 月	1.242823	75 月	6.089057	135 月	10.741392	195 月	15.207584
16 月	1.325198	76 月	6.168136	136 月	10.817307	196 月	15.280462
17 月	1.407573	77 月	6.247215	137 月	10.893222	197 月	15.353340
18 月	1.489836	78 月	6.326187	138 月	10.969033	198 月	15.426118
19 月	1.572098	79 月	6.405158	139 月	11.044845	199 月	15.498896
20 月	1.654249	80 月	6.484022	140 月	11.120554	200 月	15.571576
21 月	1.736400	81 月	6.562886	141 月	11.196262	201 月	15.644255
22 月	1.818439	82 月	6.641643	142 月	11.271868	202 月	15.716836
23 月	1.900478	83 月	6.720399	143 月	11.347473	203 月	15.789416
24 月	1.982406	84 月	6.799049	144 月	11.422976	204 月	15.861898

25 月	2.064333	85 月	6.877698	145 月	11.498479	205 月	15.934380
26 月	2.146149	86 月	6.956241	146 月	11.573879	206 月	16.006763
27 月	2.227965	87 月	7.034783	147 月	11.649279	207 月	16.079147
28 月	2.309670	88 月	7.113219	148 月	11.724576	208 月	16.151432
29 月	2.391375	89 月	7.191655	149 月	11.799874	209 月	16.223716
30 月	2.472969	90 月	7.269984	150 月	11.875069	210 月	16.295903
31 月	2.554562	91 月	7.348313	151 月	11.950264	211 月	16.368089
32 月	2.636045	92 月	7.426536	152 月	12.025357	212 月	16.440178
33 月	2.717528	93 月	7.504758	153 月	12.100450	213 月	16.512266
34 月	2.798899	94 月	7.582874	154 月	12.175440	214 月	16.584256
35 月	2.880271	95 月	7.660990	155 月	12.250431	215 月	16.656246
36 月	2.961532	96 月	7.739000	156 月	12.325320	216 月	16.728139
37 月	3.042794	97 月	7.817010	157 月	12.400208	217 月	16.800031
38 月	3.123944	98 月	7.894914	158 月	12.474995	218 月	16.871826
39 月	3.205095	99 月	7.972818	159 月	12.549782	219 月	16.943620
40 月	3.286135	100 月	8.050615	160 月	12.624467	220 月	17.015317
41 月	3.367175	101 月	8.128413	161 月	12.699152	221 月	17.087014
42 月	3.448105	102 月	8.206105	162 月	12.773736	222 月	17.158613
43 月	3.529035	103 月	8.283797	163 月	12.848319	223 月	17.230213
44 月	3.609855	104 月	8.361383	164 月	12.922801	224 月	17.301715
45 月	3.690675	105 月	8.438970	165 月	12.997283	225 月	17.373217
46 月	3.771385	106 月	8.516451	166 月	13.071664	226 月	17.444622
47 月	3.852095	107 月	8.593931	167 月	13.146045	227 月	17.516026
48 月	3.932696	108 月	8.671307	168 月	13.220324	228 月	17.587334
49 月	4.013296	109 月	8.748682	169 月	13.294604	229 月	17.658642
50 月	4.093786	110 月	8.825952	170 月	13.368782	230 月	17.729852
51 月	4.174277	111 月	8.903222	171 月	13.442961	231 月	17.801063
52 月	4.254658	112 月	8.980387	172 月	13.517039	232 月	17.872177
53 月	4.335039	113 月	9.057553	173 月	13.591116	233 月	17.943290
54 月	4.415311	114 月	9.134613	174 月	13.665093	234 月	18.014307
55 月	4.495583	115 月	9.211673	175 月	13.739070	235 月	18.085324
56 月	4.575745	116 月	9.288628	176 月	13.812946	236 月	18.156245
57 月	4.655908	117 月	9.365583	177 月	13.886823	237 月	18.227165
58 月	4.735962	118 月	9.442434	178 月	13.960598	238 月	18.297989
59 月	4.816015	119 月	9.519284	179 月	14.034374	239 月	18.368813
60 月	4.895960	120 月	9.596031	180 月	14.108050	240 月	18.439541